

中津川都市計画事業リニア岐阜県駅周辺土地地区画整理事業の保留地処分に関する規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 競争入札（第2条—第18条）

第3章 抽せん（第19条—第25条）

第4章 随意契約（第26条）

第5章 契約の締結（第27条—第28条）

第6章 契約の履行（第29条—第31条）

第7章 契約の解除（第32条）

第8章 雑則（第33条—第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、中津川都市計画事業リニア岐阜県駅周辺土地地区画整理事業施行条例（平成29年中津川市条例第16号）第36条の規定により、保留地の処分に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 競争入札

（一般競争入札）

第2条 一般競争入札（以下「競争入札」という。）とは、あらかじめ定められた入札期日に入札申込者に入札をさせ、その場で開札を行い落札者を決定する方法をいう。

（入札参加者の資格）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- （2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員並びにこれらのものから委託を受けたもの
- （3） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する処分を受けている団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらのものから委託を受けたもの
- （4） 市税を滞納している者
- （5） 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- （6） 競争入札に参加しようとする者を妨げた者
- （7） 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため談合した者

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定める者のほか、入札参加者の資格に制限

を付すことができる。

(入札の公告)

第4条 市長は、競争入札の方法により保留地を処分しようとするときは、掲示その他の方法により、その入札期日の初日から起算して15日前までに、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 保留地の位置及び地積
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札参加申込みの受付の日時及び場所
- (4) 入札開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札無効に関する事項
- (7) 予定価格
- (8) その他入札に必要な事項

(指名競争入札の通知)

第5条 市長は、指名競争入札に付そうとするときは、あらかじめ当該入札に参加させようとする者を指名し、前条各号に掲げる事項をその指名する者に通知するものとする。

(入札参加申込の方法)

第6条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、市長が指定する場所及び期間内に入札参加申込書兼受付書（別記様式第1号）に必要な事項を記入し、記名押印の上、次の各号に掲げる書類を添えて、持参又は郵送により提出しなければならない。

- (1) 住民票（個人の場合に限る。連名の場合にはすべての者の分）又は官公庁が発行する現住所が確認できるものの写し。
- (2) 法人全部事項証明書（法人の場合に限る。連名の場合にはすべての法人の分）
- (3) 身分証明書（個人の場合に限る。連名の場合にはすべての者の分）
- (4) 誓約書（別記様式第2号）

(入札参加申込受付書の交付)

第7条 前条の規定による申込を受け付けた場合において、入札への参加を認めるときは、その者に入札参加申込書兼受付書の写し（以下「受付書」という。）を交付するものとする。

(入札保証金)

第8条 入札参加者は、市長の指定する期日までに、入札保証金として予定価格の100分の5の金額（千円未満切り上げ。）を、市長が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(入札管理者)

第9条 市長は、入札を行うときは、入札管理者及び入札管理者の職務代理者（以下「入札

管理者」という。)を指名するものとする。

- 2 入札管理者は、入札及び開札の事務を処理し、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(入札及び開札会場への立入り)

第10条 入札関係者(入札管理者の指名した関係職員又は入札者若しくはその代理人をいう。)以外の者は、入札及び開札執行中の会場へ立ち入ることができない。

- 2 入札者又はその代理人は、入札及び開札執行について入札管理者の指示に従わなければならない。

(入札の方法)

第11条 入札参加者は、入札書(別記様式第3号)に必要な事項を記入し、記名押印の上、封書にて市長が指定する場所及び日時に持参し、受付書を添えて提出するものとする。

- 2 代理人が入札する場合は、前項の書類のほか入札前に委任状(別記様式第4号)を提出するものとする。

- 3 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

(入札の延期又は中止)

第12条 入札執行前において、天災等やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期し、又は中止することができるものとする。

(入札の無効)

第13条 中津川市契約規則(昭和39年中津川市規則第6号)第14条各号に該当する入札は、無効とする。

(開札)

第14条 開札は、入札の場所において、入札終了後直ちに入札者を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行うものとする。

(落札者の決定)

第15条 開札の結果、予定価格以上で、かつ、最高価格の入札者を落札者として決定するものとする。

- 2 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者は、当該入札に係る権利を放棄したものとみなす。

(落札者決定の取消し)

第16条 市長は、落札者が契約を締結する意思のないことを表明したときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(落札者等の決定通知)

第17条 市長は、入札及び抽せんにより落札者及び当選者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その旨を保留地売却決定通知書(別記様式第5号)により落札

者、当選者及び随意契約の相手方に通知するものとする。また、競争入札結果については、公表するものとする。

(入札保証金の返還)

第18条 落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後、納付者が指定する金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）の口座振込により返還するものとする。

2 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

3 入札保証金には、利息を付さないものとする。

第3章 抽せん

(抽せんの参加資格)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、抽せんに参加することができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員並びにこれらのものから委託を受けたもの

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する処分を受けている団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらのものから委託を受けたもの

(4) 市税を滞納している者

(5) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(6) 抽せんに参加しようとする者を妨げた者

(7) 抽せんにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため談合した者

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、抽せん参加者の資格に制限を付することができる。

(抽せんの公告)

第20条 市長は、抽せんにより保留地を処分しようとするときは、掲示その他の方法により、抽せん期日から起算して15日前までに、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 保留地の位置、地積及び処分価格

(2) 抽せんに参加する者に必要な資格

(3) 応募受付の期間及び場所

(4) 抽せんの日時及び場所

(5) 抽せん決定に関する事項

(6) その他抽せんに必要な事項

(抽せん参加の申込み)

第21条 抽せんに参加しようとする者は、抽せん参加申込書（別記様式第6号）に必要な書類を添えて、持参又は郵送により市長に提出しなければならない。

(抽せんの方法)

第22条 抽せんは第20条の規定により公告した抽せんの日時及び場所で、公開で行う。

(抽せんの延期又は中止)

第23条 第12条の規定は、抽せんの場合に準用する。

(当選者)

第24条 市長は、第22条の規定により行った抽せんをもって当選者を決定する。

(補欠者)

第25条 市長は、前条の当選者のほか、補欠者1名を選出し、当選者が契約を締結しないときは、その者をもってこれに充てる。

第4章 随意契約

(随意契約)

第26条 市長は、随意契約により保留地を処分しようとするときは、その相手方に保留地の所在地、地積、その土地を必要とする理由及びその他を記載した保留地買受け申請書(別記様式第7号)を提出させなければならない。

2 第3条の規定は、随意契約による場合に準用する。

3 随意契約により保留地を処分することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 買受希望者がいないとき。

(2) 換地計画において必要とするとき。

(3) 国、地方公共団体その他これらに準ずる公共的団体(以下「団体等」という。)に処分するとき。

(4) 事業施行以前に設置した建物若しくは工作物が保留地内に現存するときで、移転が不可能な状態でやむを得ない場合、又は従前の機能を維持することができない場合で市長が必要と認めたとき。

(5) 事業施行のため又は他の都市計画事業の施行のため必要と認められる者と契約を締結しようとするとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業の施行上特に必要と認めたとき。

第5章 契約の締結

(契約の締結)

第27条 第17条の規定による通知を受けた者(以下「契約者」という。)は、当該通知を受けた日から14日以内に、保留地売買契約書(別記様式第8号)により売買契約を締結するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができるものとする。

2 契約者が前項の期間内に売買契約を締結しない場合は、その落札は無効とし、入札保証金は市長に帰属するものとする。

(契約の保証金)

第28条 契約者は、契約締結時までに、契約保証金として売買代金の100分の10以上の金額を、市長が発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、第18条第2項の規定により、納付額は入札保証金を控除した金額とする。

2 契約保証金は、売買代金の一部に充当するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 団体等と契約を締結する場合は、前項の規定にかかわらず、契約保証金を免除することができる。

第6章 契約の履行

(契約代金の納付)

第29条 契約者は、契約締結の日から30日以内に、売買代金から契約保証金の額を控除した金額を、市長が発行する納入通知書により一括納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、納付期間を延長することができるものとする。

2 契約者が、納期限を相当期間経過した後も前項の金額を納付しないときは、契約を解除するものとし、契約保証金は市長に帰属するものとする。

(保留地の使用)

第30条 契約者は、売買代金を完納しなければ当該契約に係る保留地を使用することができない。

(所有権の移転の時期及び登記)

第31条 保留地の処分による所有権移転の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第103条第4項に規定する換地処分の公告の日(以下「換地処分の公告の日」という。)以前において契約を締結し、かつ、当該公告の日までに売買代金が完納されたもの 換地処分の公告の日の翌日

(2) 換地処分の公告の日以前において契約を締結し、当該公告の日までに売買代金が完納されていないもの 契約代金が完納された日の翌日

(3) 換地処分の公告の翌日以後において契約を締結したもの 売買代金が完納された日の翌日

2 保留地の所有権移転の登記は、法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後に市長が行う。

3 前項に規定する登記に必要な費用は、契約者又はその譲受人の負担とする。

第7章 契約の解除

(契約の解除)

第32条 市長は、契約者がこの規則に違反したとき又は契約を履行しないときは、当該契約を解除することができる。

- 2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、その旨を文書で当該契約に係る契約者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知を受けた契約者は、市長の指示する期間内に、自己の費用で当該保留地を原状回復して引き渡さなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による引渡しを受けたときは、既納の契約代金を還付するものとする。

第8章 雑則

(権利譲渡)

第33条 契約者は、契約締結後第31条第2項に規定する所有権移転登記が完了するまでの間に当該保留地の権利を第三者に譲渡しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとするときは、保留地権利譲渡承認申請書（別記様式第9号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、申請事項を審査の上、適当と認めたときは、契約者に保留地権利譲渡承認通知書（別記様式第10号）を交付する。
- 4 譲渡人及び譲受人は、当事者間において当該土地の売買契約を締結し、権利譲渡がされたら保留地権利譲渡届出書（別記様式第11号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 5 譲受人の資格は、第3条、第19条及び第26条第2項の規定を準用する。

(住所等変更及び相続の届出)

第34条 契約者（契約者が死亡したときは、相続人）は、契約締結後から第31条第2項の登記が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、住所等変更届出書（別記様式第12号）又は保留地相続届出書（別記様式第13号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 氏名（法人にあっては名称）又は住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）を変更したとき。

(2) 死亡（法人にあっては解散、合併又は分割）したとき。

(補則)

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。